

はじめに

本学は、平成 8 年 4 月に神戸市を設置母体とする公立の看護学科を置く単科の看護大学として開学した。これに伴い、先に設置されていた神戸市立看護短期大学は神戸市看護大学短期大学部に改称された。しかし、大学と短期大学部はそれぞれ独立した別組織として運営されている。ただ、学長と事務局長は兼務となっている。

開学後直ちに本学のありようを検証する組織を作るために、自己点検・評価委員会規定を制定し、これに基づいて自己点検・評価委員会を設置した。平成 10 年 3 月に最初の教育研究体制の整備状況について点検と評価を行い、「平成 8・9 年度神戸市看護大学自己点検・評価中間報告書－教育研究体制の整備状況－」を作成し内部資料として活用した。

開学 3 年目の平成 10 年 4 月には 3 年次編入制度により、これまでの看護大学では例のない 40 名という多くの編入学生を受け入れた。平成 12 年 3 月には最初の学部学生を送り出す完成年次を迎え、開学以降 4 年間を総括する点検・評価を行い「神戸市看護大学の現状と課題－創設期の総括と展望－」としてまとめ公表した。この自己点検・評価の結果を踏まえて、カリキュラムの改正を行い平成 12 年 4 月から実施した。さらにこれらの報告書を基本資料として本学が依頼した外部評価委員による外部評価を受け、この結果は平成 13 年 3 月に「平成 12 年度外部評価報告書」としてまとめ報告した。一方、将来構想委員会において本学の将来像について検討し、平成 13 年 9 月に「神戸市看護大学の将来像－中期的展望－」としてまとめ内部資料として活用した。

その後、平成 12 年 4 月には大学院修士課程を開設し修士学生 15 名を受け入れ、平成 14 年 3 月に最初の修士修了生を送り出すなど、本学にとって大きな変化があった。全国的には大学改革の気運が高まり、国立大学法人化が平成 16 年 4 月から実施される予定であるなど、大学を取り巻く環境も大きく変貌しつつある。また、神戸市看護短期大学部が平成 17 年 3 月に閉校となることが決定された。このような情勢の中にあって公立の看護大学として本学の真にあるべき姿を追求するためには、現在の教育研究体制の是非について再点検・再評価を行い、改めて本学の見直しを行うことが重要である。さらに大学として、自己点検・評価の結果を広く公表し、第三者による外部評価を受けることで更に充実した大学を築き上げていく責務がある。本報告書は、この目的のために実施した自己点検・評価をまとめたものである。

目 次

| | |
|---|----|
| I. 教育理念・目標 | 1 |
| 1. 大学・学部・大学院の教育理念 | 1 |
| 2. 学部の教育目標 | 1 |
| 3. 大学院の教育目標 | 3 |
| II. 教育研究組織 | 4 |
| III. 教育課程 | 7 |
| 1-1. 学部・学科の教育課程 | 7 |
| 1) 教育課程の理念・目標とカリキュラム等 | 7 |
| 2) 教育課程と単位認定方法 | 14 |
| 3) 教育方法とその改善 | 16 |
| 4) ファカルティ・ディベロップメント活動（授業評価を含む） | 18 |
| 5) 授業形態と授業方法の適切性 | 19 |
| 6) マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性 | 20 |
| 1-2. 看護学実習 | 21 |
| 1) 教育課程全体との関連性 | 21 |
| 2) 実習施設・設備の確保 | 22 |
| 3) 実習指導者の確保 | 23 |
| 4) 指導体制、指導形態・方法、安全管理体制 | 25 |
| 5) 学生の主体的学習への配慮 | 27 |
| 6) 学習効果を測定するための方法の確立 | 28 |
| 2. 大学院の教育課程 | 34 |
| 1) 本学の理念・目標と大学院の教育課程 | 34 |
| 2) カリキュラムの運用 | 37 |
| 3) 単位互換・単位認定等 | 38 |
| 4) 教育・研究指導方法の改善 | 39 |
| 5) 教育・研究指導 | 40 |
| 6) 修士論文と学位授与・課程修了の認定 | 41 |
| IV. 研究活動 | 62 |
| 1. 研究活動の状況 | 62 |
| 2. 神戸市看護大学共同研究助成 | 67 |
| 3. 外部からの研究資金の導入 | 70 |
| 4. 在外研究 | 71 |
| 5. 神戸市看護大学紀要 | 72 |
| 6. 研究に対する倫理審査 | 73 |
| V. 学生の受け入れ | 75 |
| 1. 学部学生の受け入れ | 76 |
| 1) 学部学生の受け入れの広報活動 | 76 |

| | |
|---|------------|
| 2) 試験の実施 | 77 |
| 3) 選抜方法 | 78 |
| (1) 入学者選抜試験の総合結果 | 78 |
| (2) 推薦入試 | 80 |
| (3) 前期日程試験 | 82 |
| (4) 後期日程試験 | 84 |
| (5) 編入学試験 | 85 |
| 2. 大学院学生の受け入れ | 89 |
| 1) 大学院学生の受け入れの広報活動 | 89 |
| 2) 入学者選抜方法の適切性 | 89 |
| 3) 学内推薦制度・門戸開放 | 92 |
| 4) 科目等履修生、研究生等 | 92 |
| VI. 教員組織 | 93 |
| 1. 学部の教員組織 | 93 |
| 1) 教員組織の適切性 | 93 |
| 2) 教員間の連絡調整 | 99 |
| 3) 人的補助体制の整備状況と人員配置 | 101 |
| 4) 教員の募集・任免・昇格等について | 102 |
| 2. 大学院の教員組織 | 103 |
| 1) 教育研究体制について | 103 |
| 2) 教員数と授業科目への配置 | 103 |
| VII. 施設・設備等 | 106 |
| 1. 施設・設備等の整備状況 | 106 |
| 2. 施設・設備状況を維持・管理するための学内的な責任体制の確立 | 115 |
| 3. 学内情報ネットワークシステムの整備・運用状況 | 118 |
| 4. 学内情報ネットワークシステムの管理・運営体制 | 120 |
| VIII. 図書館及び図書館等の資料、学術情報 | 122 |
| 1. 図書館の運営指針 | 122 |
| 2. 図書等資料の整備状況とその問題点 | 122 |
| 3. 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況 | 125 |
| 4. 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、 図書館利用者に対する利用上の配慮の状況 | 127 |
| 5. 学術情報の処理・提供システムの整備状況、他大学等との協力の状況 | 131 |
| IX. 社会貢献 | 134 |
| 1. 地域の社会貢献に関する取り組み | 134 |
| 1) 神戸研究学園都市（ユニティ）公開講座 | 134 |
| 2) 看護専門職公開講座 | 135 |
| 3) 共同研究 | 136 |
| 4) ボランティア活動 | 138 |
| 5) 施設開放 | 139 |
| 2. 国際交流と社会貢献に関する取り組み | 141 |

| | |
|---|------------|
| 1) 国際交流を行うための教育課程上の配慮 | 141 |
| 2) 研究活動の国際化を推進するための取り組み | 145 |
| X. 学生への配慮 | 148 |
| 1. 学部学生生活への配慮 | 148 |
| 1) 学生への経済的支援 | 148 |
| 2) 学生からの生活相談・進路相談に対する対応とその利用 | 150 |
| 3) 学生の健康管理 | 157 |
| 4) 学生の課外活動 | 160 |
| 5) 特別講演会 | 161 |
| 6) セクシャル・ハラスメント対策 | 162 |
| 2. 大学院学生生活への配慮 | 164 |
| 1) 経済的支援 | 164 |
| 2) 学生生活の支援 | 166 |
| X I. 管理運営・財政 | 171 |
| 1. 学長の権限・役割、教授会等の組織 | 171 |
| 2. 予算編成と執行方針 | 174 |
| X II. 事務組織 | 179 |
| X III. 自己点検・評価 | 183 |
| 1. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムとその活動 | 183 |
| 2. 自己点検・評価の結果を基に、改善・改革を行うための制度システムが 整っているか | 185 |

巻末資料

財団法人大学基準協会による加盟判定審査結果ならびに認証評価結果報告書

I. 教育理念・目標

1. 大学・学部・大学院の教育理念

平成 8 年の大学創設以来、本学では神戸市民の健康と福祉に貢献できる質の高い看護職の育成と地域における看護生涯教育の拠点としての役割を担いながら、常に時代が求める教育理念についての検討を続けてきた。

平成 12 年度から開始した点検評価において、本学における看護教育の基本理念は「豊かな人間性を備えた看護専門職者の育成に主眼を置き、将来的に、看護の実践、教育の分野においてリーダーとして貢献できる資質、並びに看護学の発展に寄与する研究者としての基礎的能力の育成」にあることが再確認された。看護専門職者としては、高度な専門的知識と技術を持つことは言うまでもなく、幅広い教養をもった豊かな人間性と同時に社会の変化に対する先見性を養うことをとおして、人々の健康と福祉に貢献する看護実践そのものへの価値を見出せる人材の育成が求められている。将来にわたる看護・教育分野におけるリーダーとしての資質と看護研究者としては、優れた実践能力に裏打ちされた看護管理能力並びに大学院教育に耐えうる研究者としての基礎的能力の育成を目指すことが確認されている。

本学大学院（修士課程）は平成 12 年 4 月の開設以来、地域に根ざした大学院として「21 世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発、高度専門職業人の育成、そして看護研究者・看護教育者の育成」を目的としてきた。中でも研究者・教育者の育成は開設当初から本研究科の中心的役割としている。つまり修士課程においては、ただ単に特定領域の知識を修得することに留まらず、幅広い教養に裏づけられた学識を培い、看護実践に根ざした研究能力の開発に努めている。したがって特別研究（修士論文）においては、全ての院生に看護実践現場からのデータ収集が義務づけられている。これらの研究成果は結果的に臨床看護を含む地域の保健・医療全般に還元できることが期待されている。

上記の教育理念を達成するための具体的教育目標と方策について以下に述べる。

2. 学部の教育目標

1) 生命の尊厳に基づく倫理観を備え、人間を総合的に理解し、その権利を尊重するよう努力する態度を養う

医療の使命への畏敬の念を培い、医療・看護への志向性をおして看護実践の基盤である看護の倫理性と患者の権利擁護の態度の育成を重要視している。入学後早い段階から人間に関する幅広い教養科目を提供している。中でも哲学・倫理学関連科目は、専門科目との連携をはかる目的で系統的に学ばせている。

2) 看護実践を科学的に行うために必要な専門的知識及び技術を身につけ、多様な対象者の個別性に対応できる新しい知識を探究する態度を養う

科学的専門知識と技術の修得と同時に人間性への深い洞察力を養うために、幅広い教養科目の提供と同時に基礎医学の科目をおして科学的思考力を養うための科目が配置されている。看護技術学の分野では 1 年から 3 年次にわたって看護技術演習が組み立てられ、実習もあわせてほとんどマン・ツ・マンの指導がなされている。新しい知識の探究の面では、学生の自主的な学習活動の促進をはかっている。本学独自に提供している科目の他、学生が近隣大学と

の単位互換協定を活用して幅広い知識が得られるような機会を提供している。

3) 地域社会の保健医療ニーズに関心を持ち、これを人々のライフスタイルや社会システムとの関連において考察する能力を養う

看護専門職としての知識・技術・態度の育成を基本として、一人の人間における健康・疾病・回復を連続する一連の過程として捉え、臨床看護と地域看護の連携・融合を目指している。そのために基礎科目における人間存在への理解から専門基礎科目における健康と社会システムとの関係理解に進み、さらに専門科目における保健看護学・看護組織学関連科目等において、人々の医療ニーズを総合的に理解し問題解決能力につなげるよう段階的に配置している。

4) 保健・医療・福祉について総合的な視点を持ち、つねに保健医療サービスの妥当性について評価する能力を養う

保健・医療・福祉の連携は高齢社会を迎えた現代社会において不可欠な事柄である。基礎科目全般、専門基礎科目の中の健康科学、保健社会学の科目群によって基礎となる理論を学び、さらに臨床実習、地域看護学実習、在宅看護学実習等において保健・医療・福祉の連携が体験的に理解できるように計画されている。現実には縦割り政策によって連携が困難な側面が多いことも事実であり、特別演習（卒業研究）において望ましい保健医療サービスとは何か、また保健・医療・福祉の連携のあり方等模索している。

5) 看護の目的を達成するために保健医療チームの一員として責任を果たし、必要に応じて他の専門職と有効に連携し、あるいは社会的資源を活用して行動する能力を養う

高度医療の現場では、医師をはじめとする他の医療スタッフと看護師とのチーム医療が実施されている。チーム医療はそれぞれのメンバーが固有の役割を持ち、お互いの立場を尊重しながら協働し、患者本位の医療・看護を進める能力が求められる。同時にチーム医療における役割の明確化は、医療事故の防止、患者の安全管理、院内感染の防止との関連でも重要である。

チーム医療におけるメンバーシップの育成は、専門基礎科目、特に保健社会学分野の科目と看護管理学分野の科目等において理解を育む。さらに基礎看護学実習をはじめ各領域実習、総合実習においては、医療従事者間のチーム意識を育む好機でもある。医療事故の防止、患者の安全管理、院内感染の防止は、急性期看護学分野並びに看護管理学分野において十分に訓練される。

6) 国際化された社会のなかで、文化的背景の異なる人々の健康の問題に関心を寄せ、未来に向けて行動範囲を拡大できるような実践力を養う

文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力は、特定の教科目というよりは、学生達の自主的なボランティア活動や文化的サークル活動によって育まれることが多い。本学ではそれに先立って、コミュニケーション学

分野の授業を多く提供しており、異文化理解の基本である外国語、異文化コミュニケーション論に重点をおいている。

7) 自己の実践を客観的に評価し、その専門的な成長を自覚する能力を養う

看護教育の最終的な目的は、学生個々の看護実践者にふさわしい人格の発達を促すことにある。したがって本学カリキュラムのすべての教科目はこの目標に向かって整えられなくてはならない。学生と教師との人格的・支援的かわりのあり方が常に問われている。実習はもとより授業においても小人数からなるグループワークが実施されている。

3. 大学院の教育目標

1) 21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発

近年ますます高度化、複雑化する医療の現場においては、患者本位の医療、ケアの提供、患者の安全管理等、看護師の指導・管理能力が問われている。本大学院では経験豊かな臨床看護師たちのキャリア開発のための研究分野として看護組織学専攻が設けられている。平成15年度からは、大学院設置基準14条特例による現職看護師に門戸をひらくため、昼夜開講を実施している。

2) 高度専門職業人としての「専門看護師」の育成

高度専門職業人としての「専門看護師」養成の主な目的は、特定の領域における高度な知識・技術を身につけ、的確な倫理的判断のもとに当該領域で自立して実践することにある。さらに、患者・家族や他の看護職の相談機能、他職種や機関との調整機能、そして看護職への現場教育等の役割を担える能力の開発も重要となる。本学では、開設時より看護系大学協議会が定める専門看護師共通科目を準備している。平成14年度から「クリティカルケア」専門看護師を目指したカリキュラムを作成し、平成15年度に専門看護師教育課程の認定を受け現在に至っている。現在卒業生2名、在学学生2名を擁している。

なお、本学における「専門看護師」の教育方針はただ単に高度専門職業人の養成に留まらず、基本的研究能力の育成を図るために特別研究（修士論文）が課せられている。

〔専門看護師〕養成への関係諸機関からの要請も強く、現在「成人看護（慢性）」「老人看護」「小児看護」の課程認定に向けて各領域単位で検討中である。

3) 看護実践に根ざした看護研究者の育成

近年わが国では、高齢者、障害者並びに急性・慢性疾患患者、癌、難病、その他心理・社会的問題を抱える人々が増加し続ける中で、病院、在宅を問わず、質の高い看護ケアが求められている。そのためには看護研究能力を持った看護師の育成が急務である。

本大学院における看護研究は、看護学の実践学的性格を踏まえた上で、質的・量的研究のバランスに留意している。看護研究における質的研究の重要性は看護における人間存在の大切さや人間的経験の中心性が明らかにされつつある現在、ますます方法論を洗練させる必要性に迫られている。また、看護のような人間的現象を量的に探求することの可能性は、人間的責任、すなわち倫理的側面が強く要求される。したがって、数値的に見ようとする対象にもその現象を取り巻く全体の価値に立脚した理念的基盤の検討が不可欠である。

Ⅱ．教育研究組織

[現状]

本学の教育研究上の組織は看護学部看護学科並びに大学院看護学研究科（修士課程）である（表1）。看護学部看護学科および看護学研究科とならび、図書館を設置し、また学部・研究科の運営のために総務課に学務係を設けている。大学全体としての組織については図1に示す。学部は教授会、大学院は研究科委員会において教学に関わる運営を行い、この運営に必要な各種委員会を設置している。委員会は学部・大学院のどちらの運営にも関わる委員会と、学部に関わる事項を所掌する委員会ならびに大学院に関わる事項を所掌する委員会をそれぞれ別に置いている（図1）。

学部教育において、学生に本学以外で行われる教育を受ける機会を提供するために、神戸研究学園都市大学交流センター（ユニティ；UNITY）に加盟している。ユニティには本学のほかに神戸市外国語大学・神戸商科大学・兵庫県立看護大学・流通科学大学・神戸芸術工科大学・神戸国際大学・神戸市立工業高等専門学校との7大学1高専が加盟している。本学はこれらの加盟大学との間で単位互換の提携を行っている。（なお神戸商科大学と兵庫県立看護大学は平成16年4月から統合により兵庫県立大学と名称変更が行われる。）

看護教育に重要な役割を持つ看護実習を実施するために、神戸市民病院群、保健所ならびに各諸施設との間で連携・協力体制を築いている。

研究においては、学内研究の他に本学教員と市民病院群の看護職員などの学外者との間で、連携して共同研究が行える体制を整え研究費の助成を行っている。

[点検・評価]

看護学の教育を行うために学部ならびに大学院修士課程を擁し、本学の教育目的に沿った教育研究組織を有していると評価できる。看護学の単科大学であるため、教員組織や図書館をはじめとする施設設備の整備も看護学に則したのものとして整えることが出来る点は長所といえる。また臨地実習や看護研究を統合して実施できる施設として、複数の市立病院ならびに保健所および各諸施設を擁し、兼任の臨床実習指導者との緊密な連携のもとに有効に利用されていることは評価できる。

単科の看護大学ではあるが16名の非看護系教員を擁するため、学生にとって他領域の分野に触れる機会が多いことは本学の長所といえる。また、単位互換制度を取り入れて他大学で提供される科目を受講できることも評価できる。

大学院研究科に修士課程を置いているが、博士課程はまだ設置していない。この点は学部から博士課程までの系統立てた一貫した教育を行う上では不十分といえる。

[将来の改善・改革]

学部教育においては、看護系・非看護系教員間の緊密な連携を一層図り、教育内容の繋がりと教育効果を上げるための効率的な方策を探る必要がある。公立の看護大学として関連施設との協力体制をより緊密にし、教育・研究の成果が地域に還元できるための方策を探索する必要がある。大学院研究科については、本学の特色ある学部から博士課程までの一貫した教育を行うことを最終の目的とすれば、博士課程の設置が必要である。

表1 教育研究上の組織

学 部

| | | |
|------------------|--------------------|-----------|
| 基礎 科目 | 人間科学Ⅰ(思想哲学系) | |
| | 人間科学Ⅱ(心理社会学系) | |
| | 人間科学Ⅲ(自然科学系) | |
| | コミュニケーション学 | |
| 専門 基礎 科目 | 看護 | 医科学 |
| | 基礎科学 講座 | 健康科学・行動科学 |
| | | 保健社会学 |
| 専 門 科 目 | 基礎看護 学講座 | 基礎看護学 |
| | | 看護技術学 |
| | 成人・老人 看護学 講座 | 急性期看護学 |
| | | 慢性病看護学 |
| | | 老人看護学 |
| | 母子看護 学講座 | 母性看護学 |
| | | 小児看護学 |
| | 保健看護 学講座 | 地域看護学 |
| | | 精神看護学 |
| | 看護組織 学講座 | 看護管理学 |
| | | 看護教育学 |

大学院修士課程

| | | | |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
| 共通 科目 | 特別研究 | | |
| | 研究方法科目 | | |
| 専 門 科 目 | 基 幹 | 基礎看護 学分野 | 看護技術学 |
| | | 看護組織 学分野 | 看護管理学 |
| | 科 目 | 実践 | 老人看護援助論 |
| | | | 慢性病在宅管理論 |
| | | | 中高齢者健康管理論 |
| | | 看護学 | 急性期看護学 |
| | | | 母性看護・助産学 |
| | | | 小児看護学 |
| | 基 幹 科 目 以 外 | | |

Ⅲ. 教育課程

1-1. 学部・学科の教育課程

1) 教育課程の理念・目標とカリキュラム等

[現状]

(1) 本学の理念・目標とカリキュラムの基本的考え方

本学の教育理念は開学以来「豊かな人間性と広い視野を持ち、変化する社会を明敏に捉え、看護の専門職として先見性を持って対応する人材を育成」することを掲げてきた。これは、学校教育法第52条で示されている大学の目的の「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を具現化するものとなっている。また、大学設置基準第19条にある教育課程の編成方針「学部学科の教育上の目的を達成するために必要な学科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。専門の学芸を教授することとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力と豊かな人間性を涵養すること。」をも満たしている。そして、本学の教育理念をさらに具体的に展開するために、7つの教育目標を設定している。（「I. 教育理念・目標」の項参照）さらに、教育目標を達成するための教育方針を、看護職として求められる基本的な能力開発を目指して、①職業的アイデンティティの形成、②主体性の育成、③コミュニケーション能力の育成、④創造性と変革精神の涵養、とした。この教育目標と教育方針をカリキュラム編成の基本的な方針として学科目を編成している。

(2) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学の教育の目的は看護職として必要な能力の開発である。教育理念・目標にも掲げている「幅広く深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性」を育成するための基礎教育は看護学教育の基礎となる重要な位置を占めている。健康問題を持つ看護の対象者を深く理解し、問題解決の過程を患者・クライアントとともに進めることができるための基盤となる能力開発を基礎教育が担っている。また、多くの職種との関係や多様な課題の解決を同時的に求められる医療現場では、倫理的判断と葛藤処理の能力がきわめて重要になってくる。これらの能力の開発をめざした倫理性を培う教育も教育理念・目標に掲げ、基礎教育、専門基礎教育、専門教育を通じた教育課程全体の中で設定している。

(3) 教育課程におけるコミュニケーション能力の開発

看護実践能力としてコミュニケーション能力は、看護の対象者との相互作用をとおしてしかその効果を得ることができないことを考慮すると、きわめて重要な能力となる。その開発は単純なコミュニケーション技術にとどまらず、看護ケアの対象者との関係の振り返りの中で開発されるリフレクティブシンキングや内省力を必要とする高度なコミュニケーションの能力である。この課題に対しても教育目標や教育方針に掲げ、授業における討議、学内演習や実習カンファレンスなどをおして表現すること、他者と建設的な意見交換を重視した授業運営、実習の面接における教員の指導などの取り組みの中で能力の開発をめざしている。

(4) 国家試験と教育課程

本学は、卒業時「保健師・看護師国家試験受験資格」を得ることのできる医療専門職を育成

する大学であり、国家試験を受ける資格を満たすための教育課程が準備される必要がある。そのための教育内容を満たすべく指定規則に則り、学科目編成を行っている。また、保健師国家試験受験資格を得るための学科目は統合カリキュラムとして設定している。

(5) 現行カリキュラム：カリキュラム表（表1）

平成12年3月に報告した自己点検・評価結果をふまえ、平成12年度から開始された本学の第2次カリキュラムの基本方針は以下の4点に絞られた。すなわち、①職業的アイデンティティの形成をより確かなものにするために専門科目の開講時期を早める。最終学年の4年次に学習の統合を図るための「総合科目」を専門科目に配置、②学生のゆとりの時間の確保のために開設する学科目・時間を削減、③看護実践を科学的根拠に基づいて行うための基礎を強化するために「リハビリテーション技術論」「最新医学の動向」の新設、④効果的な学習・積み重ね効果の促進、授業内容と学科目名の一致、学年配当の見直し、である。授業科目の構成は、開学時カリキュラムをほぼ踏襲し、区分の「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」の大きな枠組みは変更していない。また、「学科目群」「講座」「専攻分野」の下位の枠組みも、専門科目に「総合科目」を加える以外は変更していない。

卒業要件は、必修科目110単位（基礎科目；10単位、専門基礎科目；26単位、専門科目74単位）と選択科目20単位以上を加えて、130単位以上としている。

(6) 現行カリキュラム（第2次カリキュラム）の実際

① 専門科目の早期開講

1学期後期に看護学原論を開講し、健康と生活、病気体験の意味、看護実践と理論などを、学生自身の生活体験、文献、車椅子体験、小グループ討議などを通して、学べるよう工夫している。後期には、老人、小児、母性などの各看護学概論も開講され、基礎的な知識を修得するのみならず、看護を学ぶ動機づけと4年間のオリエンテーションともなっている。これに合わせて、基礎看護学実習を2年後期から2年前期へと変更した。

② 実践力の強化（「看護学教育の在り方に関する検討会」報告書の活用）

1学年後期から開講される看護技術学では、演習が中心であり、80名の学生を2クラスに分け、教授（平成15年度は助教授）以下、7名の教員が指導にあたり、確実に基礎技術が身に付くように工夫している。授業では、患者役・看護師役をすべての学生が体験できるように演習を計画し、事後の記録も担当教員がコメントをフィードバックするなど、きめ細かな対応を行っている。また、学生の自学自習を促すために、実習室は常に開放し、オフィスアワーを設けて教員の指導も受けられるように配慮している。

成人・老人、母子、地域の各看護学においても、それぞれの授業・実習前のガイダンス等において、技術演習および確認を実施している。

なお、身体侵襲性の高い注射・採血等の技術については、平成15年度より学生同士で実施している。学校医、実習施設への事前予告、学生への説明など、万全の準備の基に安全を図っている。

③ 総合科目の設置

開学時より、研究方法論、研究演習、災害看護システム論は既に設けられていたが、位置づけが曖昧であった。第2次カリキュラムでは、総合実習を新たに設け、併せて総合科目として位置づけ、学習の深化、統合を図っている。

基礎看護学で学んだ知識・技術および開発された諸能力は、看護学各領域で対象特性や場

の特性といった多様性と応用性へと発展する。総合科目では、これらの多様な看護実践の機能や場の特性を踏まえつつ、それらの特殊性や多様性をもつさまざまな実践を支える価値の確認、より普遍的な知の探究、より高度な実践への第一歩を目指す。

研究科目では、実践を学ぶ場等で自ら抱いた疑問を、研究プロセスを通して明らかにするスキルを獲得し、探究心を培う。

さらに、総合実習では、各領域別の実習では複数の患者ケアの実際を、看護チームに参加して学ぶ等の目標のもとに行っている。

災害看護システム論では、阪神淡路大震災を体験した神戸市の設置大学として、災害時の救護活動や被災者への継続的な支援の提供システムを、震災時ボランティア等を直接体験した教員がオムニバスで教授し、一部実践的なグループワークも取り入れている。

④ 専門基礎科目の強化

開学時より、看護学のなかに必要な医学的知識を統合して教授するという考え方でスタートした。したがって、専門基礎科目のなかに臨床医学系科目は含まれていない。この考え方は現在も継承されているが、一方で日進月歩の臨床医学の実際やリハビリテーションの専門家に直接学ぶ機会も重要という認識も高まってきた。

平成12年の改訂では、専門基礎科目の強化をはかった。開学時より福祉関連科目は充実していたが、これに比べ、医学系科目は若干弱かった。薬理学の時間数を増し、リハビリテーション技術論、最新医学の動向を新設することにより、臨床医学の考え方を学ぶことができると考えられる。

[点検・評価]

(1) 現行カリキュラムの評価

平成8年度に開学した本学のカリキュラムは平成10、11年度に組織された常設のカリキュラム委員会で検討がなされ、平成12年度から第2次の現行カリキュラムが開講され、平成15年度末で完成年を迎え、現行カリキュラムを受講した卒業生を送り出すことになっている。平成12年度開始の第2次カリキュラムは、開学時の「理念・目標」は変更しないで開学時カリキュラムの運用上修正の必要な内容の改革にとどめた経緯がある。このため現在、平成14年度から新しく組織された常設のカリキュラム委員会で平成17年度開始の新(第3次)カリキュラムの検討を行っている。検討方法は全学教員による検討会の実施、卒業生とその受け入れ先(病院、保健所など)による外部評価、将来構想委員会のカリキュラム部会での新カリキュラムの検討をおして行ってきた。

【教員による全学検討会における評価】

「今日の学生像の変化と期待される卒業生像」をテーマにして、平成14年8月全学教員の参加によるワークショップを行った。検討会に先立つ学内全教員に対するアンケート結果と討議資料を基にグループ討議、全体討議を行い、以下の結果を確認した。

① 学生像の変化への対応として、看護学の学習への動機づけを行う。「入学後の早期にオリエンテーション合宿や看護ケア現場の施設見学」「看護学実習の早期導入」「基礎ゼミの導入」「基本的な生活習慣や体力を強化する学科目の導入」

② 授業改革として、「学科目間の連携；オムニバス教科目の創出」

③ 看護学実習の改革として、「地域での生活を支える看護の実習内容の強化」「実習内容

の改革：実践力を強化するための技術実習教育内容、卒後教育との連携強化」

④ 編入学カリキュラムの改革として、「40名の入学定員に対応する特徴のある学科目・コースの創出」「編入学1年＋修士課程2年のコースの可能性を探る」

⑤ 学科目編成の改革、変更に伴う教員組織・体制の見直し

また、平成14年11月には第2回カリキュラムワークショップを行い、平成13年9月に報告された将来構想委員会まとめ「神戸市看護大学の将来像—中期的展望—」に盛り込まれている「3. 特色をふまえた教育課程の構築」について全学教員で確認し、議論を深めた。この結果、「本学の特徴を教育課程として再構築し、打ち出す」「災害看護学の位置づけの強化」などが確認された。

【外部評価による結果】

本学は平成12年3月に完成年を終了し、第1期の卒業生を送り出した。第3期生までを送り出した段階の平成15年1月に「卒業生」とその受け入れ先の「看護部長クラス」、直接の指導に当たっている「師長・主任クラス」の三者を対象にして、本学の教育に関する外部評価アンケートを実施した。下位項目に分けた7つの教育目標の到達度（看護部長クラスには重要度のみ）について、選択回答式で「入学時（卒業生のみ）」「就職時」「現在」の時点における評価とその変化、およびカリキュラム改革への自由記載を求める調査を行った。なお、3期生までは開学時カリキュラムを履修した卒業生であるが、現行カリキュラムは開学時の教育理念、教育目標、カリキュラムを大きく変更していないので現行カリキュラムの評価として置き換えることを確認してアンケート行ったものである。結果は以下に集約された。結果の回収率は、卒業生26.3%、看護部長クラス82.0%、師長・主任クラス73.4%であった。

① 本学が掲げている教育目標に対する看護部長クラスの重要度の認識は概ね高い評価結果であった。

② 卒業生による卒業時の自己評価結果は、師長・主任クラスの「入職時」の評価よりも高い結果であった。

③ 卒業生、師長・主任クラスの評価はともに「現在」能力が伸びているという評価結果であった。

④ 自由記載の特徴的なものとして以下の内容があった。

・卒業時不足している能力として、「コミュニケーション能力」「看護の基礎的な知識、技術」「専門職としての自覚と行動」「感性・人間性、自己及び他者理解」など。

・カリキュラムへの要望として「演習、実習の充実、実践力の強化」「専門職としての自覚を促す教育」

・本学の卒業生の優れている点についての指摘も多くあった。

「学習意欲がある」「主体的に意見が出せる」「積極的に努力する」「誠実で、好感が持てる」「何事にも探求熱心」「非常にのびる資質を持っている」

(2) 看護実践能力の強化について

卒業時に備えるべき資質としての看護実践能力については平成14年3月に文部省、平成15年3月に厚生労働省からそれぞれ「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」が出されている。1990年代に急速な進行をみた看護学教育の大学化、一方厳しい変化を強いられている医療現場、社会に向けて医療事故が説明される時代にあって、送り出す卒業生の実践能力のレベルや質に対しても厳しい

評価と、看護基礎教育の求められる水準が高くなってきている。これらを背景にして、本学では平成12年度開始の現行カリキュラム改革時に専門科目の中に総合科目として「総合実習」を、看護学実習の総仕上げと厳しい臨床へ就職する際の適応が順調に進むことを期待する目的で創出した。平成15年度は4年次生が第1回目の総合実習を行い、多くの成果を得ている。まず第一に、領域別の実習では受け持ち患者を1名受け持つだけであるが、総合実習ではチームに入って複数の患者を受け持ち看護ケアを行う体験の中でケアの優先度を考慮し時間を有効に使うことを学んでいる。これは、臨床に就職した際に業務の多さに圧倒されて不適応反応が起こりやすいとされる最近の卒業直後の反応を緩和する効果があると考えられる。第二に、看護実践が病院という施設の中だけで行われる狭い意味の活動ではなく、生活者として生きている患者・クライアントが地域で生活することを想定して看護が展開されなければならないということを知る意味でも多くの学びの効果をj得ていた。そして、これらの看護実践活動を展開していく際には、多くの職種との連携が必要とされることも学習している。総合実習の効果は看護実践の次の時代を担う卒業生にとって実践能力の強化につながる学科目となっている。

(3) 現行カリキュラム実施における評価

学生は、従来より看護を早期に学びたいというニーズが強かった。1年次に看護技術、看護概論を開講し、基礎看護学実習を2年前期に実施することにより、看護の学習の動機づけに繋がり評価できる。総合科目として、位置づけた研究演習では、以前は研究計画書までとした目標を、研究を計画し、実践、考察するプロセスとし、内容的に充実させた。現在進行中であるため、最終評価はできていないが、多くの学生がよい体験をしている。総合実習では、実践現場のスタッフに直接指導を受けることを通して、看護アイデンティティを明確にもつことができ、看護職としての責任と自覚を育む貴重な体験の場になっていることが確認されている（学生の授業評価より）。

実践力の強化については、本学の方針とし、技術演習および実習を通してどのように取り組むかを専門科目の教員、実習病院の指導者間で検討した。この方針を、技術演習および実習の両面で具体化しているところである。

専門基礎科目の強化については、臨床医学の学習を深めることに繋がっているが、さらに充実させる必要があると考える。

[将来の改善・改革]

(1) 看護実践能力の強化にむけて

本学を卒業していく学生のそのほとんどが病院に看護師として就職する。厳しさを増す医療現場で責任のとれる看護専門職として働くために、実践能力はきわめて重要な能力として求められるであろう。今後のカリキュラム改革に当たっては、学内学習科目（講義科目、演習科目）と臨地・臨床実習科目を構築するに当たって、学科目の目標設定を「実践力強化」に焦点を当てていくことが必要であろう。平成12年度第2次改正カリキュラムで創出した総合実習の結果をふまえ、さらに学内での講義・演習、領域での実習においても実践力を付けていく実習目標の設定、内容の構築をしていく必要がある。この点を視野に入れて、現在進めている平成17年度第3次改正カリキュラムの実習内容の検討をしていく予定である。

(2) 看護学実習の改革

看護学教育の最終目標は、大学教育においても看護専門職としての能力の開発であり、看護学実習は学生が自身の行動をとおして主体的に学ぶなかで、学内で学習してきた知識を活用し看護の具体的な実践活動を学習する。この学習活動の中で、患者・クライアントや医療従事者との相互作用をとおして、自らの行動の傾向や看護職者としての態度をも学ぶ重要な、また総合的な学習の場となる。したがって、カリキュラム改革において看護学実習をどのように組み立てるかは改革の本質を左右するとも考えられる。そのためにはまず、(1)で述べたように看護学実習における「実践能力の強化」をめざしていく実習科目の構築が望まれる。4年間の「どの段階」に、「どのような実習目標・内容」を組み立て、「どのような能力を持った卒業生」を送り出していくのかを明確にしていく必要がある。また、全学教員による検討会で確認された「地域での生活を支える看護実践能力強化」を図るための実習内容と科目構築も重要であると考ええる。

(3) 編入学カリキュラムの改善

本学の特徴である40名の編入学生に対応するカリキュラムの改革として、「40名の入学定員に対応する特徴のある学科目・コースの創出」が確認されているが、入学生の背景によって、その学習ニーズもさまざまであり、年度を経て変化してきている。編入学を希望する理由やカリキュラムへの要望を具体的に把握しながら、本学としての編入学カリキュラムの特徴を一層打ち出していく必要がある。

2) 教育課程と単位認定方法

[現状]

(1) 授業科目の単位認定

大学設置基準第21条に基づく本学学則第13条によって、それぞれの科目の授業形態にあわせた単位数、時間割を割り当てている。

従来、基礎科目の設定は、30時間2単位、専門基礎科目、専門科目では30時間を1単位とするものが多かった。平成12年度のカリキュラム改正において、カリキュラムにゆとりをもたせる意味で、各科目の単位数について検討を行い、専門基礎科目・専門科目で30時間2単位の科目を設け、全体の時間数を削減した。

併せて、選択科目を増やし(9科目増)、時間割作成上の工夫を行った。

(2) 単位互換制度

神戸研究学園都市大学連絡協議会に加入している6大学および1高等専門学校(神戸芸術工科大学、神戸市外国語大学、神戸商科大学、流通科学大学、兵庫県立看護大学、神戸市看護大学、神戸市立工業高等専門学校)では、連携事業の一環として単位互換講座を開講している。本学の学生は、大学協同利用施設ユニティで開講される「特別科目」と各大学のキャンパスで開講される「学内提供科目」の履修が可能であり、幅広い学習の機会が与えられている。単位互換制度の平成14年度の実績では、「特別科目」20科目、「学内提供科目」33科目が開講されており、本学教員は、「学内提供科目」「特別科目」を各々4科目提供し、延べ144名の他大学の学生を受け入れている。また、本学の学生は、編入学生を中心に、延べ102人が受講している(表2)。

単位互換制度による取得単位の認定については、学園都市単位互換講座による取得単位の認

定原則に基づいて運営されており、取得単位の上限は30単位である。

なお、平成15年度よりユニティでは、地域の高校生に学習機会を提供する目的で高校大学連携を開始し、本学の「特別科目」でも5名の高校生が学んでいる。

表2 平成14年度学園都市単位互換講座履修者数表

| 科目開設大学 | 特別提供科目 | | | 学内提供科目 | | |
|----------|------------|--|-----|--------------------|--------------------------------|-----|
| | 本学認定 区分 | 科 目 名 | 学生数 | 本学認定区分 | 科 目 名 | 学生数 |
| 神戸芸術工科大学 | 人間科学Ⅲ | 音響情報工学 | 1 | 人間科学Ⅰ | ファッションデザイン 概論 プロダクトデザイン論 | 3 |
| 神戸市外国語大学 | 人間科学Ⅰ | ヨーロッパ文学研究 第一 | 1 | 人間科学Ⅱ | 現代法特殊講義 多国籍企業論 | 4 |
| | 人間科学Ⅱ | 男女共同参画へ向か って | 4 | | | |
| 神戸市立高専 | 人間科学Ⅰ | 哲学特講 | 10 | | | |
| | 人間科学Ⅱ | 地域学 | 8 | | | |
| 神戸商科大学 | 人間科学Ⅱ | 経営情報概論 現代中東政治論 生活経済論 | 18 | コミュニケーション学 (語学) | 時事フランス語Ⅰ 時事ドイツ語Ⅰ | 2 |
| | | | | 人間科学Ⅱ | 経済政策論 国際経営論 中小企業経営論 | 4 |
| 兵庫県立看護大学 | | | | 専門科目 | 看護システム論Ⅱ | 7 |
| | | | | 専門基礎 | 看護病態学 | 2 |
| 流通科学大学 | 人間科学Ⅱ | マルチメディア論 観光地理学 東南アジア研究 ベンチャー起業論A ベンチャー企業論B | 12 | 人間科学Ⅱ | 消費行動論B 観光社会学 | 8 |
| | 専門基礎 | 増健科学(運動と 健康) | 9 | 人間科学Ⅲ | 情報処理論B 環境人類史 | 9 |
| 小 計 | | | 63 | | | 39 |

(3) 既修得科目の単位認定

編入学生の既修得科目の単位認定は、本学の単位認定の諸原則を明記した「編入学生の単位認定原則」に基づいて行われている。単位認定は入学前に教員が学生の提出した成績証明書やシラバスを参考に仮認定を行い、履修ガイダンスで学生に説明した後、学生の希望を取り入れるという手順で行っている。

既修得科目の単位認定の上限は93単位であり、本学においては37単位以上の履修を義務づけ

ている。平成15年度入学生の場合、既修得科目の認定は70～93単位であり、77単位以上がほとんどである。なお、既修得単位の成績表示は「認定」として表示されている。

在来生の既修得科目の単位認定は、他大学および短期大学で修得した単位について、30単位を上限に単位が認定される。成績表示は編入生と同様である。

[点検・評価]

全体の時間数を削減したことにより、学生は自主的な学習時間を確保できたと考えられる。教員は教育内容を精選し、質を高めるべく努力しているが、科目によっては、時間数が少なくなったため教育内容が十分に伝えられない悩みも生じている。現在、カリキュラムの進行中であるため、教員および学生に対する調査は行っていない。

学園都市単位互換講座で開講される科目は、平成14年度と初年度（平成11年）を比較すると「特別科目」が4科目、「学内提供科目」が5科目増加し、提供科目は44科目から53科目へと変化している。また、学生の履修も、初年度延べ30科目であったものが、平成14年度には延べ102科目と大幅な増加となり、学生の科目選択の幅が広がっていることが伺える。本学では、この制度を利用している8～9割の学生は編入学生で、このことが編入学生の学習の幅を広げる機会に繋がっていることが伺える。在来生の活用が少ないのは、必修科目が多いことや看護学実習が3～4年生で行われるためと考えられる。

既修得科目の単位認定の諸原則を明記した「編入学生の単位認定原則」は、毎年見直しを行い、編入学生と意見交換をしている。前回の自己点検から変更した部分は、新カリキュラムの変更に伴い基礎科目の認定の範囲が広がり、認定科目が増加したことと、2科目（看護技術学概論、小児看護学概論）の専門科目に編入クラスを導入したことである。教務委員会では、編入生とは毎年1度意見交換を行っているが不満は少なくなっている。このことは、カリキュラムの変更により実習時期が変更され、前期科目が比較的自由に選択できるようになったことも影響していると考えられる。しかし、2年課程の看護短期大学および専修学校の卒業生については、既修得科目が少なく、カリキュラムの過密は避けられない状態である。2年課程の卒業生については、履修に関する説明や相談を個別に行う必要がある。

[将来の改善・改革]

単位設定については、各科目内容の重複の見直しや精選を通して今後も検討を続ける必要がある。完成時には、学生および教員に意見を聞き、平成17年のカリキュラムに活かしたい。

「編入学生の単位認定原則」については、毎年の見直しで対応できると考える。現在新しいカリキュラムが検討中であり、そのカリキュラムに基づいた変更が必要となる。

3) 教育方法とその改善

「現状」

(1) 教育効果を測定するための方法

各科目の評価方法は、科目担当者に一任されており、各教員がそれぞれの授業内容、授業形態にふさわしい評価方法を工夫し実施している。各教科の評価方法は、毎年作成するシラバスの「評価方法」の項に明示されると共に授業の中で学生に伝えられている。

具体的な評価方法としては、小テストや定期試験を含む試験、レポート、出席状況、討議や

グループワークへの参加度、実技等である。また、幾つかの評価方法を組み合わせて評価する場合もある。

(2) 学生への履修指導

本学の履修に関する必要事項は、学生便覧に明示すると共に、学生には、前期・後期のガイダンスを実施している。新入生および編入3年生に対しては、入学時にカリキュラムの全体像と4(2)年間の学習過程をイメージできることをねらいに教務ガイダンスを行い、履修相談を設けている。特に編入学生は、教員が単位の仮認定を行い、入学後の教務ガイダンスで学生の希望を取り入れ既修得単位認定を行っているため、40名のほとんどが履修相談の対象となっている。

また、前年度必修科目が不合格であった学生については、4月に教務委員が個別ガイダンスを実施している。

(3) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善

学生便覧に全科目のシラバスを掲載している。シラバスは、単位数、時間数、必修選択の区別、授業形態、授業のねらい、キーワード、授業の進め方、教科書、参考文献の提示、履修状の注意事項、評価方法、教員からのメッセージといった項目で構成されている。シラバスの形式は、平成12年度の自己点検において特に問題がなかったため、開学以来変更していない。学生には、入学時オリエンテーションで説明すると共に、多くの教員は授業開講時、シラバスだけでなく授業の進め方について「プリント」を配布し、具体的にその内容を説明している。

(4) 教育効果を上げるための有機的連携

平成12年カリキュラム改定時、基礎科目・専門基礎科目・専門科目を担当する全ての教員が加わり、学科目群、講座毎に、あるいは講座横断的に、数回にわたる検討会を設けた。その後も、定期的ではないが、FDやカリキュラム委員会主導下で検討会を行い、専門と基礎科目担当の教員間で、情報提供や教材・指導方法についての提案などを行っている。専門科目については、看護教員の連絡会等の機会に情報交換等、指導方法が検討されている。

また、授業展開に際して、関連科目のシラバス・直接の確認が行われ、科目間での連携を図っている。例えば「倫理学」（2年必修）と「看護倫理」（4年必修）では連続内容となるよう授業を組み立てている。

[点検・評価]

今回、学生に調査は実施していないが、評価方法は前回と変化していないことから、個人が評価する担当科目については、適切に評価が行われていると考えている。しかし、多くの教員が担当している「研究演習」科目については、評価が個人に任されているため、教員の評価に対する意見交換をし、評価基準を検討する必要がある。

ガイダンスに対する学生の反応は、ほぼ適切で不満や欲求は認められなかった。編入学生にとっては、既修得科目の認定が複雑であり、履修相談を設け個人指導を行うことで理解を促している。単位の取りこぼしがある学生については、従来、個別ガイダンスや時間割作成上の配慮を可能な限り行い、4年間で卒業できる方略を講じてきた。しかし、このような学生を最優先することは、時間割作成上他の学生の学習効果に負の影響を及ぼしたり、学生間の不平等が生じる。したがって、単位の取りこぼしがある学生の時間割作成上の配慮は一定の枠にとどめ、個別指導、個別相談を充実させ、学生個々が自己の責任を自覚し、学習することを基本方針と

した。

シラバスの内容は、個人差はあるが学生便覧に比較的詳しく記載されている。その他、授業開講時、「プリント」などを使い説明を加えることで、学生が学習の見通しをたてる手助けとなっている。

教員のカリキュラムに対する意見交換、基礎科目の教員の授業評価（教材及び指導方法を含む）等の検討会は、基礎科目と専門科目の教員間の情報交換の場となり、指導方法に示唆を与える学びの機会に繋がった。しかし、必ずしも実効性のある有機的連携の方略がとれているとは言えない。

[将来の改善・改革]

「研究演習」については、平成15年度授業終了時に教員のアンケートを行い、評価を行う予定である。

個人指導が必要な学生には、ガイダンス時の指導だけでなく、継続的な履修相談が必要であり、教務委員と担任との連携がさらに望まれる。

学生に対しては、ガイダンス・授業などを通してシラバスに関心をもたせると共に、教員相互がお互いの科目内容に関心を持ち、理解を深める努力も求められる。

カリキュラムを全学的に効果的に運用していくためには、非常勤担当の科目も含めて科目間の理解、連携をはかる努力が必要である。FDの課題として、情報交換、意志疎通を促していくシステムづくりが求められる。

4) ファカルティ・ディベロップメント活動（授業評価を含む）

[現状]

平成13年度に大学全体としてのファカルティ・ディベロップメント（FD）への取り組みを開始した。FDを主導する委員会は総務委員会としたが、これに教務委員会・実習運営委員会・カリキュラム委員会・学生委員会の各委員長が運営に参加した。平成13年度に、総務委員会はFD活動に対する教員の意識をみる目的で、全教員を対象にアンケート調査を行った。また教務委員会は学生による授業評価の評価表を作成し、全専任教員へ配布して利用を勧めた。

平成14年度に、総務委員会はアンケート調査の分析結果から、FDに対する教員の意識を高める必要があると判断し、「大学を語る集い」を発足させFDに関わる様々な問題について教員間で自由に討論できる場を設けた。「大学を語る集い」は平成14年の6月、7月、9月と計3回開催したが、参加者は専任教員の60～80%であった。9月に開いた大学を語る集いでは、授業評価をテーマに取り上げ学生による授業評価を教員各自が独自に行うことを決定した。カリキュラム委員会は8月に全教員に参加を求め、終日に亘って適正なカリキュラムのあり方について討論を行うワークショップを開いた。ここで議論された内容の分析結果の報告を兼ねて12月に2回目の会合を開いた。

平成15年度には、非常勤講師を含めた全教員を対象にした学生による授業評価を共通の評価表を用いて大学全体として行うことを決定した。講義科目の授業評価の実施とその分析は教務委員会が担当し、実習科目については実習運営委員会が担当することにした。現在、前期科目については既に実施し、その分析に入っている。教員や学生への分析結果の還元方法については総務委員会の所掌事項としている。

[点検・評価]

FDへの取り組みの必要性について教員間に共通の認識が形成できたことは評価できる。実際の活動としては、学生による授業評価の実施がある。しかし、まだ全体の評価を終えていないので結果に対する対応はこれからの課題である。授業評価以外のFD活動、例えば研究評価や学内活動に対する評価に対してはまだ具体的な取り組みが出来ていないことは問題である。

[将来の改善・改革]

学生と教員間また教員間で不信感が出ないように、学生による授業評価の結果を正しく受け止め改善を図るための方策を決める必要がある。評価結果を学生へ還元して、学生が正しく評価しようという気持ちになれる工夫が必要である。

授業評価以外のFD活動については具体策を挙げて取り組む必要がある。

5) 授業形態と授業方法の適切性

[現状]

(1) 授業形態の工夫と教育上の効果の検討

原則として、必修科目は80名で、編入生必修科目は120名規模で開講されている。平成12年以後編入学生の既修得科目の認定の変更に伴い、専門科目の120名クラスは8科目減少し、編入学クラスが2科目開講されている。視聴覚教材を使用する英語Ⅰ、英語Ⅱ、情報科学は、開学当初から40名に分けて授業展開しているが、平成13年より、演習が中心である看護技術学についても1クラス40名の授業を行い、確実に看護技術が身につくよう、7名の教員が指導にあっている。また、「研究演習」では、1教員につき5名以下の小人数で指導を行い、その結果を毎年「研究演習収録集」で発表している。その他、学園都市互換制度に基づくユニティでの授業があり、他の大学の学生たちと学ぶ機会が設けられている。授業方法としては、小人数のグループによるディスカッションやディベート、OHPなどを使った学生による発表などを積極的に取り入れている。

[点検・評価]

本学では、40名の編入生を受け入れる計画段階で文部省からの指導により、編入生と在来性を区別しない授業運営を基本方針としている。基本的知識やニーズの違い、時間的調整ができないなどの理由で、編入生は、在来生とのグループワークや編入生クラスがないことに対する不満が多かった。そのため、基本方針は変更していないが、グループワークを取り入れている科目では、グループ編成を考えたり、科目内容を変更すること等で対処している。編入生クラスの要望に対しては、専門科目の選択必修科目のうち2科目に編入生クラスを設けた。その他の専門科目でも、授業の一部で編入生独自の授業を展開している。

在来生については、看護技術学を2クラスに分けたことにより、学生個々の看護技術の習得に繋がった。

科目等履修生、特別聴講生など多様な学生の受け入れに関しては、通常の授業運営で問題や支障は生じていない。

[将来の改善・改革]

現在、編入学カリキュラムについても検討が行われている。この検討で決定された方針に基づき授業形態、教育方法の工夫を考えていく必要がある。

6) マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

[現状]

パソコンを使った教育が積極的に行われている。学生は、情報処理学Ⅰ（必修）と情報処理学Ⅱの授業で、インターネット検索や電子メール、ワープロソフトなど基本的利用法を学んだ後、授業時間外にも開放されている情報処理室、図書館などを使って、データ収集やレポート作成、パソコンを使用したデータ解析などに積極的に利用するよう働きかけている。

また、インターネットを活用した実習病院と大学間の実習カンファレンスの実用化に取り組んでいる状態である。

[点検・評価]

学生が将来就職する病院、保健所、訪問看護ステーションにおいても、情報通信機器の活用は欠くことのできない技術となっている。在学中に基本的な知識、技術を見につけて活用していることは評価できる。

[将来の改善・改革]

インターネットによる病院と大学の連携システムの運用をはかり、将来的には、他大学と結んだ遠隔授業へと繋げたいと考える。

また、マルチメディア教材の開発も含めて授業における情報通信機器の活用も推進していく必要がある。

7) 科目等履修制度

[現状]

科目等履修制度は、神戸市看護大学学則第32条第2項の規定に基づき平成11年度から実施している。出願資格は大学入学資格と同様とし、履修希望理由書を審査し、毎学期9授業科目を上限に履修を認めている。本学における科目等履修生の実績は、平成13年度は8人44科目、平成14年度は4人24科目、平成15年度は4人21科目であった。履修科目は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の多岐にわたっている。

[点検・評価]

科目等履修生は、平成14年度から減少傾向にある。これは、学校教育法の改正により、本学においても、平成13年度から編入生として専修学校の専門課程修了者の受け入れを開始したことが影響していると考えられる。

[将来の改善・改革]

社会人が生涯学習を続けるためには、個人に合った多彩な制度が望ましい。現在、この制度を利用する人数は減少しているが、従来通りとしたい。

1-2. 看護学実習

1) 教育課程全体との関連性

本学の看護学実習は、教育課程において学ぶ諸知識や看護の専門的な知識を、ケアの実践をととして科学的に統合する機会と位置づけ、看護専門職に必要な知識・技術・態度および倫理観を核とする自己成長の基盤を形成することをねらいとしている。

[現状]

教育課程上、本学の看護学実習科目は8科目あるが、これを実施時期からみると次の4つに大別できる。

① 2年次に行う、看護の基礎的な方法論を適用して対象者とのかかわりを学ぶ、基礎看護学実習2週間

② 3年次後期と4年次前期に、人間のライフサイクル・健康レベルに応じたケアを学ぶ、成人看護学実習6週間、老人看護学実習2週間、母子看護学実習3週間（保育所実習含）、精神看護学実習2週間

③ ②の4年次前期の実習終了1週間後に、看護ケアを多角的に学び、これまでの学習や看護の実際を実践的に深める、総合実習3週間

④ 4年次に地域・在宅ケアのあり方を学ぶ地域看護学実習3週間

⑤ 4年次後期に看護ケアを組織立てて提供する方法を学ぶ看護管理学実習1週間

このうち、基礎看護学実習、総合実習、看護管理学実習は一斉に行う実習であり、それ以外の実習はローテーションによる。地域看護学実習以外のローテーション実習の場合、学生は12グループに分かれ、1グループの学生数は6～7人となる。この場合、各科目の実習時期は、グループによって異なる。地域看護学実習の場合、4グループの学生（約26～28名）が9保健福祉部で一斉に実習を行い、1保健福祉部の学生数は3～4人となる。実習時期は、4グループの学生は春季休業期間の延長がある一方、夏季休業期間に実習が行われる。

地域看護学実習は在宅ケア実習（訪問看護ステーション、在宅福祉センター）1週間と地域福祉部実習（神戸市内）2週間から成り立っている。在宅ケア実習では、教育効果の上から訪問看護ステーションまたは在宅福祉センターのいずれかの実習を行っている。

これらの実習を履修するには、それぞれの実習領域に関連のある授業科目を全て履修し、その科目の受験資格のあることが必須であるとしている。なお、成人・老人・母子・地域および看護管理学実習を履修するためには、基礎看護学実習を履修していなければならないとしている。

実習目的・実習科目・年次計画については後掲資料表1に示した。

実習の評価の前提条件として、所定の実習時間の5分の4の出席をしたものが成績評価の対象になる。就職試験や病気などによる欠席により各実習での出席日数が不足する場合は、他の実習グループに組み込むことや補習実習を行うなどして対応している。

地域看護学実習と看護管理学実習を履修する編入生は、後期科目を履修している場合には重複履修となるが、当大学ではそれを例外として認め、実習期間中は講義を欠席するようにしている。

[点検・評価]

平成 12 年度からの新カリキュラムの完成年次である今年度（平成 15 年度）になり、実習の体系性が完成された。さらに、看護学生の実践力不足が取りざたされている昨今、本学においては、すでに実践力強化を念頭に置いたカリキュラムが 3 年前から総合実習として組んでおり、実習指導者の多大なる協力によりその目的をほぼ達成できている。さらには、総合実習での学生の満足度も高く、1 年目としては順調な滑り出しを行っている。

時期においては、以前は新設大学のために後発の位置を免れず問題があったが、主な実習施設である市民病院群（神戸市中央市民病院、神戸市西市民病院、西神戸医療センター）において神戸市看護大学短期大学部と実習場所を調整することができ、両校ともが問題なく実習を行えるようになってきている。地域看護学実習のなかの在宅ケア実習では、学生の要望からも訪問看護ステーションと在宅福祉センターとも重要な実習のため双方とも実習できるような体制作りが必要である。地域看護学実習を夏季休業中に 4 つのグループの学生が行うことは、兵庫県内の看護教育系および保健師教育系の会議において決定されるため、現在のところ学生に対して理解を求める以外に解決はない。今後も、5 月（4 クール）に地域看護学実習ができるような働きかけは継続していく必要がある。

実習期間は、母子看護学実習と地域看護学実習に対して目的達成のためには短いという評価が学生よりある。そのため、母子看護学実習では 2 年生で行っている保育所実習にあたる 3 日分のうち数日を学生の承諾の上で実習に当てているため、単位以上の実習をしていることになっており、実質に沿った単位に変更する必要がある。地域看護学実習では、実習内容を工夫し補う方法での対処に終始している。

編入生の実習期間中の講義の欠席については、学生にとっては教科の理解に影響が出るという声があり、欠席をしたくない学生にとっては 4 年次後期科目 4 年次の通年科目を避けなければならないために 3 年次の履修が過密になる傾向がある。

[将来の改善・改革]

看護学実習はおおむね 4 年前期で終了するように組む必要がある。そのためには、地域看護学実習を学部学生は 5 月（4 クール）行い、編入生は 9 月上旬に行えるよう引き続き依頼していく必要がある。

母子看護学実習を実質に合わせた単位認定ができるようにする必要がある。

地域看護学実習の時期・期間の検討を始め、全体の実習期間ならびに実習体制の抜本的な検討が将来構想委員会において大きな課題としている。

2) 実習施設・設備の確保

[現状]

看護学実習科目別実習施設一覧は後掲資料表 2 のとおりである。阪神淡路大震災時に倒壊した神戸市西市民病院は開学当初使用できなかったが、開院とともに徐々に実習が可能となっている。実習施設ごとの多少の差はあるが、学習環境としての設備面、看護用品、消耗品などについてはおおむね良く整備されている。

学生の控え室とロッカー、教員の控え室とロッカーなどになどについてもよく整備されている施設が大半であるが、男子学生、男性教員のロッカーは手狭な状況である。

食堂などの付帯施設については、やむをえない小規模の施設以外は多少の不具合はあるが大

半は充実している。カンファレンス室については、実習施設内の会議室等が使用できるように配慮されており、それら了他領域や他校と譲り合いながら工面・工夫しながら使用している。中央市民病院での実習では、学生の控え室とロッカー室、教員の控え室とロッカー、カンファレンス室は、隣接する短期大学の協力を得ている。

実習施設の位置については、おおむね交通網の発達した地域にあるが、老人看護学実習施設は、地理的に遠く交通費が多少かさむが教育的効果の高い施設であるためやむを得ない状況である。地域看護学実習での施設は神戸市内に点在しているが、学生の居住地と希望から実習施設を決定しているため学生からの不満はほとんどない。また、最寄り駅から交通の便が良くない施設では、職員用の送迎バスの利用などの配慮がなされている。

市民病院群はじめ実習病院との相互理解がすすみ、協力的関係が年々強化されてきている。

[点検・評価]

基幹病院である市民病院群（神戸市中央市民病院、神戸市西市民病院、西神戸医療センター）の実習施設は適切に確保されている。一部、他校との施設使用期間の重なりがあるが、これについては関係機関の協力を得て調整されている。実習施設に関して、学生の満足度はおおむね高い。

設備面についても、実習病院近くに所在する本学短期大学部より、教員控え室の提供を受けるなど、実習施設を含む関係機関との良好な協力関係を保つことにより問題はほとんど解決されている。しかし、平成 17 年の短大閉校後の学生ロッカー、教員ロッカーと控え室、カンファレンスルームの確保については未解決事項である。男子学生のロッカーについては、他職種の男性実習学生と共有で使用するなど、施設により最大限の配慮がなされているため、現在のところ見守る以外にはない。

学生の交通費の不均衡の問題については、実習施設の特性の説明や学生の居住地域を考慮に入れた実習配置を行うなどして、問題の最小化に努めている。

[将来の改善・改革]

平成 18 年度以降の中央市民病院での実習設備として学生ロッカー、教員ロッカー控え室、カンファレンスルームの確保について病院経営管理部や中央市民病院への依頼が必要である。

3) 実習指導者の確保

[現状]

(1) 大学側と実習施設の指導者確保の現状

大学側の実習指導者は、本学看護学助手 21 人が実習期間中現場に常駐してこれに当たり、必要に応じて当該実習科目の講師以上の教員が助手のスーパービジョン、または直接学生指導をおこなう体制にある。地域看護学実習では、1 クールの実習施設が数ヶ所に及ぶため、3 から 4 施設に 1 名の助手があたる。看護基礎実習は一斉実習であるため、他領域の助手がリリーフとして数ヶ所の看護単位を担当している。

実習施設側指導者の確保状況は、おおむね良好で、学生係または指導者がほぼ例外なく設置されている。また、その多くは臨床実習に関する研修を受講している。市民病院群では、看護部内の組織図に実習指導者名として明記されており、学生には実習開始前にこの情報を提示できる。

(2) 大学・実習施設間の連絡調整のしくみ

本学と実習施設との連絡調整については、開学2年目の平成9年度に看護学実習運営委員会を学内に設置し、主にこの委員会が学内的な調整を図ると同時に実習施設との窓口として機能している。

具体的には、「看護学実習連絡協議会」を市民病院群において全体会の形で年2回開催し、実習評価の共有、実習計画・実習内容の説明、連絡調整を行っている。その他の実習施設では、各領域において随時、実習調整会議を行っている。

(3) 実習指導者の研修

実習指導者に対して、短期大学と共同（主催者を年毎に交代）にて「実習指導者研修会」を開催している。表3は、平成13年度以降のものを列挙している。内容としては、実習指導者への有益な講演と同時に、参加型で実習指導者の情報や意見交換の場となるよう工夫を行っている。研修会の講師料は予算化されていないために、学内の教員が担当している。

表3 実習指導者会

| 年度 | 内容 | 講師名 | 参加者数 |
|------|--|---|------------------------------|
| 13年度 | 学生の成長・発達を助ける実習指導とは（講演） グループワーク、全体発表 | 中西睦子 (神戸市看護大学学長) | 122名 (臨床指導者81名、 教員41名) |
| 14年度 | 臨床実習をとおして学ばせたいこと ー看護実践の意味するものー | 池川清子 (神戸市看護大学学長) | 118名 (臨床指導者73名、 教員30名) |
| 15年度 | 看護学実習における技術教育のあり方（講演） 専門領域別グループ討議 全体発表 | 高田早苗 (神戸市看護大学教授) 寺山範子 (神戸市看護大学助教授) | 105名 (臨床指導者52名、 教員53名) |

臨床実習指導者の間接的な研修として、本学が主催する講演会や発表会などへの呼びかけは積極的に行っている。

[点検・評価]

実習指導者の確保状況は、おおむね良好であり学内での調整や施設での協力体制は整っている。連絡調整の仕組みも、近年は恒例的になってきており発展的に作用しており、目立った問題はない。

臨床実習指導者に対する大学の働きかけは積極的である。実習指導者研修会の参加者評価は、今年講演会は70%が、グループ討議では91%が「参考になった」と新しい知識の習得だけでなく、臨床指導者間や教員との交流をあわせた企画もおおむね好評である。今後の希望テーマとしては「学生への関わり方」「現代の若者の特徴」「学生がやる気の出る実習の進め方」などの希望が多いため検討を行っていく。

[将来の改善・改革]

実習指導者講習会は短期大学が閉校後も大学が主催して継続していく必要がある。

4) 指導体制、指導形態・方法、安全管理体制

[現状]

(1) 指導体制

基礎・成人・老人・母子・精神看護学実習では、1グループ 6～7名の学生を、総合実習では、3～6人の学生を各施設の看護単位に配置し、それを常駐で配属された1名の教員（助手）が指導する体制をとっている。地域看護学実習と看護管理学実習では常駐性をとらず、助手を含めた教員が地域看護学実習では保健センターや訪問看護ステーションを3～4ヶ所受け持ち、看護管理学実習では実習病棟を数病棟受け持ち、巡回しながら実習先との調整や学生の指導にあたっている。

看護学実習の倫理問題は重要であり、本学では日本看護協会「看護婦の倫理規定（1988）」を学生用にアレンジして実習要項に掲載すると同時に、学生に関心を喚起し自覚を促す指導を全体ならびに各領域別実習オリエンテーション時に行っている。

(2) 指導形態・方法

基礎・成人・老人・母子・精神看護学実習では、受け持ち看護方式をとり、学生は実習期間継続して1人の患者を受け持ち（実習中に退院の場合には、翌日より他の患者を受け持つ）、その患者のためのトータルケアを計画、実施、評価する。教員を含めて指導者はこの過程に個別にかかわり、ケアプランの点検、相談、実技指導、学生のケアのスーパービジョン、評価およびそのフィードバックを行う。

受け持ちの決定は、実習指導者や病棟師長、またはこれにかわる看護師が患者に学生実習の受け持ち患者としての協力を口頭で承諾を得た後、教員と担当学生が「お願い」の文書を使用し実習内容などを説明している。

学生は毎日または随時、実習で遭遇した問題などの検討主題を決めて実習カンファレンスを計画し、実施する。このカンファレンスでは教員は小集団指導を行い、随時参加する実習指導者においては、現場からのコメントが出される。

総合実習では、3～6人の学生を各施設の看護単位に配置し、複数の患者をスタッフとともに受け持ち、優先順位を考慮した時間内での看護ケアを計画、実施、評価する。特に臨床指導者から直接指導が中心となる。

基礎看護学実習においては、実習最終日に臨床指導者とともに合同カンファレンスを行ない、管理学実習においても、実習最終日の学生発表の際には、臨床指導者の参加によりコメントを得ている。

(3) 安全管理対策

看護学実習における安全管理については、学生および実習担当教員に対し、傷害保険・個人賠償責任保険への任意加入について指導しており、対象者全員が加入している。感染対策としては、B型肝炎抗体検査、ツベルクリン反応、小児感染症（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）抗体検査を全学生に対し行っている。小児感染症抗体検査については、実習担当教員にも実施している。さらに、小児感染症の抗体価のない者については、事情の許さない者以外は全員予防接種を行うように奨励している。

[点検・評価]

(1) 指導体制

成人・老人・母子・精神看護学実習は、グループ単位でローテーションされるため同じ成員

のグループが最後まで続く。グループ単位の指導と学習効果は、グループ成員の属性や能力水準、またはグループダイナミクスに影響されやすい。そのため、グループ分けの工夫が必要であると同時にグループダイナミクスに働きかける指導も必要になる。

地域看護学実習では、ほとんどが現場の臨床指導者が学生指導を担うことになる。そのため、臨床指導者に他領域より以上に本学の総合実習における目的や目標の周知が必要になる

総合実習では、臨床スタッフによるかかわりが密になるため、1看護単位あたりの学生人数が3～4名程度が適切であるという意見が実習施設ならびに教員から出された。そのため次年度より、地域看護学講座、組織学講座も指導体制に加わり、実習を行う看護単位を増やすことにより、適切な学生人数とすることが決定されている。

(2) 指導形態・方法

現在の個別指導とカンファレンスを通じた小集団指導の形態は、学生の学習活動に添うもので、受け持ち方式による看護学実習に最適である。平成15年度前期での実習では、学生は「カンファレンスは学習上有効である」と評価しており、教員や臨床指導者の適切なアドバイスがなされている。

看護管理学実習では、14年度までは1週間の実習にもかかわらず、現実には学生はそれまでに多くの時間外グループワークを重ねており、実質1単位の实習内に時間が収まっておらず学生からの不満が聞かれていたが、15年度より実習内容を変更し、時間内に収まるようになった。

今年度より行なった総合実習では、既存のグループにとらわれずに学生自身が希望する領域で総合実習の目的を遂行するようした。しかし、希望領域の偏りを是正するために、第一希望の領域にいけなかったこと、第一希望以外のところに振り分けたプロセスに透明性がないことが学生からの不満として起こってきている。しかし、臨床スタッフのかかわりが適切であり、実習指導者の関わりの満足度は高い。

(3) 安全管理対策

実習中の傷害発生時の保証や感染予防対策、また事故発生時の対応マニュアル化など事前に取り組むべき対策は段階的に実施してきている。しかし、近年若年者の小児感染症の発生増加から、感染者発生時の対応マニュアル、SARS発生時の対応マニュアルの作成が必要であることが問題として出され、平成15年12月にはほぼ決定した。今後はマニュアルの妥当性の検討が必要である。

[将来の改善・改革]

(1) 指導体制

平成16年度の3年生実習より、2グループが同時に実習する老人看護学や精神看護学実習の場合には、2グループをスクランブルすることを全学的な合意を得られるよう準備中である。

(2) 指導形態・方法

平成15年は、新カリキュラムにより、リアリティギャップを最小にし実践強化のための「総合実習」の開始、管理学実習の変更に対して、教員、実習指導者サイドからの評価を行う。

平成16年度には、総合実習の希望領域を決定するプロセスの透明性が明らかになる方法をとるよう現在計画している。

(3) 安全管理対策

現在、事故には至らないが学生実習の中で、「対象者に傷害を及ぼすことはなかったが、実習の現場で“ヒヤリ”としたり“ハット”した体験」を「ヒヤリハット体験報告」として、看

護学実習運営委員長または担当教員に指定の用紙を用いて報告するように取り決め、平成 15 年 5 月の実習より実施した。

実習中の事故の対応ならびにヒヤリハット体験発生時については、その手続きが看護学実習要項に明記されている。

平成 14 年から 15 年にかけて世界中に猛威を振るった SARS に対する実習中の対策については、実習病院看護部との打ち合わせを現在行っている。

5) 学生の主体的学習への配慮

[現状]

(1) 実習目標と内容の明示

学生便覧に看護学実習の概要を記載し、入学時オリエンテーションの際にこれについて説明し、学生に大まかな展望を持たせ、ついで、2 年次の基礎看護学実習と 3 から 4 年次のローテーション実習、4 年次の地域看護学実習等の開始時期にあわせて、3 回に分けて学生には看護学実習要項を配布し説明を行っている。

加えて、各科目の実習開始前に、先の実習要項とは別に、実習施設ごとの留意点を示した補完的な科目毎実習要項が学生に配布される。実習に対する予備的構えをつくる実習オリエンテーションは、全体オリエンテーションと科目毎オリエンテーションに分かれる。全体オリエンテーションは、2 年次の基礎看護学実習と 3 年次から始まるローテーション実習に先立ち、実習の基本的な考え方、看護学目的と内容の周知、倫理的配慮、諸注意を図るために行っている。

実習目標を達成するために実習施設の協力、実習環境整備、患者選定等は順調に行われているが、昨今、患者の入院期間の短縮がすすむ中で、特定の患者を実習期間中継続して受け持つ機会が少なくなっているのが現状である。

(2) 実習移動図書配置、実習室の開放等

主体的学習を支援するため、地域看護学実習以外で看護学実習移動図書を整備している。これは、実習中の学習に有効であることや実習施設が大学から遠隔にあるため大学図書館の利用が困難であるために実習期間中限定で、学生および教員が使用する参考図書であり、主な実習施設に配置している。実習移動図書に関しては、看護学実習運営委員会の管理となっている。

実習移動図書の充実は進んでいるが、実習期間中、学生および教員は大学図書館の開館時間内に帰校できないために、図書館を利用できないのが現状である。

実習に先立ち、学生の技術演習の復習を希望する者には、実習室の開放や事前学習のためのビデオの貸し出しなどを行っている。

[点検・評価]

(1) 実習目標と内容の明示

学生に提示する学生便覧の看護学実習の概要、看護学実習要項、実習施設ごとの留意点を示した補完的な科目毎実習要項には、実習目標と内容が明示されており、現在のところ、これらの諸資料が学生へのオリエンテーションとして、機能を果たしていると見ている。しかし、実習に関する学生からの評価においてオリエンテーションの時期が適切でないことと、記録物の記入がしにくいという声が出ている。実習施設からは、学生の服装や会話等のマナーに対する注意が聞かれている。

実習目標の達成のために記録用紙については各実習領域とも量と質の側面から工夫を重ね

ているが、各領域での実習目標が異なるため記録用紙の統一は課題が大きい。実習オリエンテーションの時期については、実習前に事前学習などを考えた時間を設定するとすれば夏期休業中になるため、学生に配慮して夏期休業に入る前にやむを得ず行っている。そのため、実習施設側からの注意にあるように実習が始まった折には忘れていたこともあるのかもしれない。オリエンテーション時期の変更は困難だが、随時各教員によりオリエンテーション内容の補完と、必要な留意点の理解を促す必要がある。

(2) 実習図書配置、実習室の開放等

実習用移動図書は種類だけでなく冊数も充足してきており、利用頻度や学生の満足度も高い。昨年度までは地域看護学実習は予算配分時辞退していたが、今年度から配分に入ることになっている。

実習期間中図書館の利用については、学生の学習意欲に応えるためにも曜日と時間の拡大を検討する必要がある。

[将来の改善・改革]

全体オリエンテーション時の倫理的注意やマナーとしての留意点については、現在までの事例（ヒヤリハット事例など）を出すなど、具体性を持たせたオリエンテーションを行うように再考する。

図書館の開館曜日や時間の拡大については、引き続き要望としていく必要がある。

6) 学習効果を測定するための方法の確立

[現状]

(1) 学生に対する実習評価

実習領域ごとに、学生の実習成果を客観的に評価するための基準を作成し、用いている。これは、それぞれの実習の目標の達成度をみるものとして機能している。

測定の方法は、実習終了後1週間以内に提出される学生からの記録物を待った上で実習領域ごとの上記評価表を用いて行われる。それ以前に学生は、実習終了直後に教員との面談を通して担当教員から直接的に評価を受ける場合もある。

各実習の評価および問題状況については、看護系教員連絡会において報告ならびに情報交換を行なっている。さらに、実習施設には看護部、臨床の師長ならびに臨床指導者が参加する「看護学実習連絡協議会」において、学生に対する実習評価を報告している。

(3) 実習に対する学生からの評価

看護学実習を大学側としてより良いものにするために、現在、大学全体として共通する実習に対する学生からの評価をするための調査用紙が平成14年度より検討し作成されており、今年度5月から実施している（後掲資料表3）。評価項目は、①領域別オリエンテーションについて、②実習内容・方法について、③教員のかかわりについて、④実習指導者のかかわりについて、⑤実習環境について、⑥実習成果について、⑦学生自身の実習に対する姿勢についてであり、5段階選択方式にて回答するように作成されている。さらに、自由記載欄も設け、具体的な意見が収集できるよう工夫している。

実施方法は、各領域実習開始時に配布し、終了後に事務局に設置しているボックス内に無記名で提出することとしている。回収は、一斉実習では実習終了後に行い、クール実習では個人が特定されないよう3クール毎に行うようにしている。

[点検・評価]

(1) 学生に対する実習評価

各実習科目により検討された実習評価表を用いているが、これは実習目標に対して行われており各実習科目において改良を重ね十分な検討がなされている。また、必要に応じて個別評価を行っており、おおむね良好に実施されている。

実習評価を学内のみならず実習施設とも共有し、実習施設に対する配慮もなされている。しかし、看護学実習連絡協議会の日程が、現在7月と3月に実施されているため、時期として適切性の検討が必要である。

(2) 実習に対する学生からの評価

平成15年度前期の実習に関する調査結果では、それぞれの評価項目内の各項目の平均は5点満点で3.0（「大体当てはまる」に相当）から4.7とおおむね満足度の高い評価結果である。その中でも満足度の高い項目は「看護に関する新しい気づきがあった」「看護への関心が高まった」「看護職として倫理観が高まった」などの実習成果、「カンファレンスは学習上有効だった」「教員は学生の考えや意見を十分に聞いてくれた」「実習指導者の行動や態度から看護師としてのあり方を学ぶことができた」などであった。また、学生自身の実習に対する姿勢は、前向きに取り組み、学生としての責任ある態度がとれたと評価している。

[将来の改善・改革]

各実習施設での問題の解決につなげるために、学生による評価（看護学実習に関する調査）結果を病院別に分析を行っていくと同時に、調査内容の妥当性も検討していく必要がある。

看護学実習連絡協議会の日程は、実習施設の状況をも鑑みながら打ち合わせを行っていく必要がある。